

第8波の感染拡大を早期に抑制するための緊急提言【抜粋】

(令和4年12月23日 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 決定)

1. 感染拡大防止等について

① 新たな変異株の知見の分析と対応方針の早期提示（提言P.1）

- より免疫逃機能があるとされているBQ.1系統、XBB系統など、オミクロン株の**亜系統の感染力や重症化リスク等の特性**について、**諸外国の状況や知見を収集・分析**するとともに、国内においてもBA.5から置き換わりが生じることを前提に**全般的な対応方針を早期に検討**すること。
- 住民、都道府県、市区町村、医療機関、各施設がとるべき**実態に応じた行動を具体的かつ速やかに示す**とともに、病床確保を効果的に行うための**自宅療養や高齢者施設内療養の促進**及びそのための**環境整備に強力に取り組む**こと。

② ウィズコロナに向けた新たな段階への移行（提言P.2）

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の**位置付けの在り方**については、新たな変異株も含め、**ウイルスの特性を明らかに**することに加え、国内の抗体保有状況や医療提供体制への影響を踏まえて早急に検討を進めるとともに、検討結果と併せて、新型コロナウイルス感染症からの**出口戦略とそのロードマップを示すこと**。
- 位置付けを見直す際には、感染状況を踏まえながら、国民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう< b>スケジュールを設定した上で、必要なサービスの提供と適切な投薬環境や国負担による無料検査体制の確保、医療・予防接種に係る公費負担の在り方等について、**地方と十分協議しながら、迅速かつ丁寧に検討**を進めるとともに、**必要な医療提供体制を確保できるよう適切な対策**を講じること。また、マスク着用やアクリル板の設置、飲食店における第三者認証制度の取扱いなど、今後の感染防止対策について、住民・事業者が混乱しないよう、**エビデンスに基づき分かりやすく事前に周知**すること。

③ 実効性の高い感染拡大防止措置（提言P.2）

- ・ 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」や「医療非常事態宣言」等の新たな枠組みについては、地域の実情に即した感染対策を継続的に実施しつつ、**感染拡大防止措置を現場が円滑に躊躇なく講じる**ことができるよう、**必要となる財政負担**については国が責任を持って支援するほか、現在の感染状況に応じて対策の強化に取り組んでいる都道府県に対しても、財政支援を含めた支援を強化すること。
- ・ **レベル3への引上げや医療ひっ迫防止対策強化宣言を発出する際の国への協議**については、感染状況や地域の実情に応じて、**都道府県が機動的に対応できる**よう、柔軟な取扱いとすること。また、医療非常事態宣言における帰省・旅行の自粛要請を含む**対策の具体的な内容やレベル4段階での対応**について早期に明らかにすること。

④ 季節性インフルエンザとの同時流行対策（提言P.3）

- ・ インフルエンザとの同時流行を想定した医療提供体制や検査体制については、**地域の実情に応じた柔軟な対応**のほか、自己検査のための**検査キットや解熱鎮痛薬・鎮咳薬等の十分な確保・供給**、**発熱外来・小児外来の更なる確保**のための支援、国民に対する**分かりやすい広報**等を行うとともに、現場を預かる地方とよく協議した上で、制度の円滑な運用に向けた体制整備を進めること。
- ・ 新型コロナウイルスとインフルエンザを**同時に検出できる検査キットを十分に確保し、供給できる**体制を早期に整えるとともに、インフルエンザ**単体の検査キットのOTC化も早急に検討**すること。

2. ワクチン接種の円滑な実施について

① ワクチン接種の今後の在り方の検討（提言P.7）

- ・ 新型コロナワクチンは当面の間、予防接種法に基づく予防接種に位置付け、**全額国費負担で接種を継続**する方針を早急に示すとともに、**定期接種化などの長期的な接種方針**については、費用面の議論だけでなく、**行政の関与の在り方や科学的知見を踏まえ慎重に検討**すること。
- ・ オミクロン株対応ワクチンの**具体的な効果や持続期間**については、接種勧奨に必要な情報であることから、今後の**新たな変異株に対するワクチンの有効性などを含め、速やかに提供**すること。

② その他 (提言P.8)

- ・ ワクチン接種が開始され、2年が経過しようとしているが、国として、ワクチン接種の効果や安全性について、国内のデータに基づいた分析と評価を明確にするとともに、国民への丁寧な情報発信を図ること。

3. 保健・医療体制の強化について

① 保健所機能の強化 (提言P.9)

- ・ HER-SYSの安定的な運用や操作方法等の改善、医療機関による入力促進を図るとともに、医療機関の電子カルテシステム等と連動した感染者情報の把握・管理が可能なシステムを構築し、各種報告事務の合理化を促進すること。

② 自宅療養者等への対応 (提言P.9)

- ・ 新型コロナの対応を一般医療の対応に近づけるためには、早期診断・早期治療と自宅における確実な経過観察が重要であることから、外来及びオンラインでの適切な治療と薬の処方など早期治療の方法を示すとともに、都道府県が行う体制整備を積極的に支援すること。
- ・ 重症化率が高くない実態を踏まえ、適切な施設内療養を強力に促進するため、施設内療養を行う施設等において、感染対策の徹底のために追加的な負担が生じる場合や、一定数を超える施設内療養者がいる場合への財政支援を抜本的に強化・拡充すること。

③ 新たな変異株の特徴等に即した医療提供体制の構築等 (提言P.10)

- ・ 変異株の特徴や感染者の症状等に即した的確な療養方法等について適宜方針を見直すとともに、より多くの医療機関で感染患者への対応が可能となるよう、環境整備や人員配置等の支援を行い、入院・外来の診療体制等を抜本的に強化・再構築すること。
- ・ 外来診療の強化は、入院医療の負荷を軽減することにもつながることから、診療報酬での支援の継続など、引き続き、発熱外来の強化に取り組むこと。

④ ワクチン・検査キット・治療薬の確保等（提言P.13）

- ・ 感染を抑制し、社会経済活動を維持するためには、ウイルスの変異等による特性の変化に対応したワクチンの接種や治療薬の普及が重要となることから、**国産ワクチンや治療薬**について、明確な戦略に基づいた**重点的な開発支援等を行うとともに**、速やかな製造・販売が可能となるよう、**承認手続の迅速化**を図ること。
- ・ **治療薬、その他の医療用物資等**について、戦略的に十分な量を確保した上で、流通の末端まで目詰まりが起きないよう点検・改善等を図り、医療機関・薬局等に備蓄分も含めて適切に配分できるよう< b>安定供給体制を構築するとともに、医療機関が抗インフルエンザ薬と同様に**簡便に経口治療薬を処方できる体制**や、**治療薬を投与できる対象範囲の拡大**を検討すること。

4. 感染症対策と社会経済活動の両立に向けた支援について

① 事業者・生活困窮者等への支援（提言P.14）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な円安の進行や物価高騰の影響などにより、全国で幅広い業種の事業者や生活困窮者等がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、消費喚起策や資金繰り支援、雇用維持・確保対策など、国の責任において、**実情に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援策を効率的かつ早期に執行**すること。

② 対策経費の全面的支援と地方創生臨時交付金の充実及び弾力的運用等（提言P.14）

- ・ 地方自治体や医療機関・高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、緊急包括支援交付金の対象拡充を含め、**国の責任において全面的に支援**すること。
- ・ **地方創生臨時交付金**については、今後も各都道府県が感染拡大の防止と地域経済の回復などに柔軟かつ効果的に対応できるよう、必要に応じて令和4年度予備費等を活用した**地方単独事業分等の追加配分**や令和5年度**当初予算等での必要な財源措置**を講じるなど早期に予算措置すること。算定に当たっては、地域の実情に応じた**幅広い対策を継続的かつ機動的に講じるために必要とする額を確保**するとともに、基金積立の容認など**弾力的かつ機動的な運用を可能とする制度**に見直すこと。

5. 次の感染症危機に備えるための対応について

① 初動対応と特措法に基づく措置の実効性の向上（提言P.15）

- ・ 実効性の高い措置が可能となるよう、法制度を強化するとともに、財政力の不足等によって必要な対策が講じられなくなることのないよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

② 司令塔機能における地方の意見の反映（提言P.16）

- ・ 感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁の設置や、科学的知見の基盤・拠点となる日本版CDCの創設に当たっては、地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえた企画、調整、分析、検証等がなされるよう、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入するとともに、国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討し、実現すること。

③ 医療提供体制確保のための財政措置等（提言P.18）

- ・ 医療提供体制の整備における都道府県の費用負担については、感染が大規模になった場合でも、財政状況によって感染症対策に支障が生じることがないよう、国庫補助の更なる嵩上げや交付金等の予算措置、十分な交付税の措置など、地方負担の極小化を図ること。